

一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員入会規程

平成23年4月28日制定（理事会決定）

令和3年10月26日改正（理事会決定）

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員の入会に関して必要な事項について定めるものである。

（適用範囲）

第2条 本規程の適用を受ける正会員入会希望者は、建設コンサルタント登録をしている者で、本規程第3条、第4条及び第5条の規定による手続きを経て、理事会により承認される。

（入会の要件）

第3条 入会の要件は、「一般社団法人建設コンサルタンツ協会定款（以下「定款」という。）第6条第2項の規定を受けた「一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員の入会基準」並びに本基準に基づき定めた「一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員入会資格審査規則」によるものとする。

（入会資格審査の手順）

第4条 入会の資格審査は、「一般社団法人建設コンサルタンツ協会理事会の権限の一部を常任理事会に委任する事項」（令和3年10月26日理事会承認）に基づき、次の手順によるものとする。

- 1 常任委員会で入会の可否のための事前審査をし、常任理事会へ上申する。
- 2 常任委員会の上申に基づき、常任理事会で審議し決定する。

（入会申込書等）

第5条 正会員入会申込者が提出する入会申込書等は、定款第6条第2項の規定を受けた「一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員入会申込書等の様式等に関する規則」に定めるところによるものとする。

（退会）

第6条 退会は、定款第9条の規定を受けた「一般社団法人建設コンサルタンツ協会正会員退会届出の様式に関する規則」に定めるところによるものとする。

（会費）

第7条 入会金並びに普通会費及び特別会費は、別途定める「一般社団法人建設コンサルタンツ協会入会金並びに普通会費及び特別会費に関する規則」に定めるところによるものとする。

（改正）

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成23年4月28日より施行する。

附 則

- 1 本規程の改正は、令和元年5月23日より施行する。

附 則

- 1 本規程の改正は、令和3年10月26日より施行する。